



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可

および在留資格取得

さいにゅうこくきょか 2-7 再入国許可

ざいりゅうしかく も ひと りょこう いちじてき にほん しゅつこく ばあい かなら ちほうにゅうこくかんりかんしょ さいにゅうこくきょか う ざいりゅうき かんない いちじてき にほん しゅつこく ふたた にほん にゅうこく ばあい しゅつこくまえ さいにゅうこくきょか てつづき つぎ にほん にゅうこく さしゅう ひつよう しゅつこくまえ ざいりゅうしかく にほん たいざい
在留資格を持つ人が、旅行などで一時的に日本を出国する場合には、必ず地方入国管理官署で再入国許可を受けておきましょう。また在留期間内に一時的に日本を出国して、再び日本に入国する場合は、出国前に「再入国許可」の手続きをしておく、次に日本に入国するときには、査証も必要なく、出国前の在留資格で日本に滞在できます。

さいにゅうこくきょか (1) 再入国許可とは

たんきたいざい ひと かんこう しょうだん しんぞく ちじんほうもん しゅうろういがい もくてき たんき かん にほん にゅうこく
短期滞在の人（観光や商談や親族、知人訪問などの、就労以外の目的で短期間日本に入国してひと がい ざいりゅうしかく も ひと いちじてき しゅつこく ふたた にほん にゅうこく ひつよう てつづき
いる人）以外の在留資格を持つ人が、一時的に出国して再び日本に入国するときに必要な手続きで、さいにゅうこくきょか う にほん しゅつこく いまも ざいりゅうしかく うしな
再入国許可を受けずに日本を出国すると、今持っている在留資格は失われます。

さいにゅうこくきょか せいど あたら ざいりゅうかんりせいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
(※「みなし再入国許可制度」については、[A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度](#)
さいにゅうこくきょか せいど さんしゅう
1-1(2)みなし再入国許可制度 を参照)

いちじきょか すうじきょか (2) 一次許可と数次許可

さいにゅうこくきょか いちじきょか すうじきょか
再入国許可には一次許可と数次許可があります。

いちじきょか かいがぎ ゆうこう
一次許可:1回限り有効です。

すうじきょか きげんないなんど しょう
数次許可:期限内何度でも使用できます。



ゆうこうきげん

(3) 有効期限

さいにゆうこく きげん しんせいしゃ ざいりゅうきげん さいちょう ねん とくべつえいじゅうしゃ ねん ざいりゅうきげん こ
再入国の期限は申請者の在留期限までで、最長5年(特別永住者は6年)で、在留期限を超える
きよかしんせい ざいりゅうきかん まんりょう まえ
ことはできません。許可申請は、在留期間が満了する前にします。

ひつよう しょうい 必要な書類	ていしゆつさき といあわせさき 提出先 / 問合せ先	いつまで	てすうりょう 手数料
<p>さいにゆうこくきよかしん 1 再入国許可申 せいしよ 請書</p> <p>2 パスポート</p> <p>ざいりゅう 3 在留カードまた とくべつえいじゅうしゃ は特別永住者 しょうめいしよ 証明書 など</p> <p>みぶん しょう 4 身分を証する ぶんしよとう ていじ 文書等の提示 しんせいとりつぎしゃ (申請取次者が しんせい ていしゆつ 申請を提出す ばあい る場合)</p>	<p>ていしゆつさき きよじゅうち ちほうにゆうこくかんりかん 提出先:居住地の地方入国管理官 しよ 署</p> <p>といあわせさき きよじゅうち ちほうにゆうこくかんりかん 問合せ先:居住地の地方入国管理官 しよ がいこくじんざいりゅうそうごう 署または外国人在留総合インフォメーシ ョンセンター(4 在留に関する各種問い あ さんしょう 合わせ 参照)</p>	<p>ざいりゅうきかん まん 在留期間が、満 りょう まえ しんせい 了する前に申請</p>	<p>きよか 許可されたときに</p> <p>いちじにゆうこくきよか <一次入国許可> えん しゅうにゆういん 3,000円(収入印 し 紙)</p> <p>すうじさいにゆうこくきよ <数次再入国許 か 可> えん しゅうにゆういん 6,000円(収入印 し 紙)</p>



別記第四十号様式(第二十九条関係)

みほん
見本

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

再入国許可申請書	
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT	
入国管理局長 殿	
Regional Immigration Bureau	
To the Director General of 出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり再入国の許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, I hereby apply for re-entry permit.	
1 国籍・地域 Nationality / Region	2 生年月日 Date of birth
3 氏名 Name	年 月 日 Year Month Day
4 性別 Sex	5 出生地 Place of birth
男・女 Male / Female	6 配偶者の有無 Marital status
7 職業 Occupation	8 本国における居住地 Home town / city
9 住居地 Address in Japan	有・無 Married / Single
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.
10 旅券(1)番号 Passport Number	(2)有効期限 Date of expiration
年 月 日 Year Month Day	年 月 日 Year Month Day
11 現に有する在留資格 Status of residence	在留期間 Period of stay
在留期間の満了日 Date of expiration	年 月 日 Year Month Day
12 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number	
13 渡航目的 Purpose of visit	<input type="checkbox"/> 観光 Tourism
<input type="checkbox"/> 商用 Business	<input type="checkbox"/> 親族訪問 Visit relatives
<input type="checkbox"/> 留学 Study	<input type="checkbox"/> その他() Others
14 予定渡航先国名 Expected destinations	
15 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure	年 月 日 (空) 港 Year Month Day (Air) Port
16 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry	年 月 日 (空) 港 Year Month Day (Air) Port
17 希望する再入国許可 Which type of re-entry permit do you apply?	<input type="checkbox"/> 1回限りの再入国許可 Single
<input type="checkbox"/> 数回の再入国許可 Multiple	
18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas)	有(具体的内容) / 無 Yes (Detail:) / No
19 確定前の刑事裁判の有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal action before confirming (in Japan / overseas)	有(具体的内容) / 無 Yes (Detail:) / No
20 旅券を取得することができない場合は、その理由 In case that you cannot obtain a passport, fill in the reason.	
21 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)	
(1)氏名 Name	(2)本人との関係 Relationship with the applicant
(3)住所 Address	
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.
以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.	
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form	
年 月 日 Year Month Day	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filing in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.	
※ 取次者 Agent or other authorized person	
(1)氏名 Name	(2)住所 Address
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant)	電話番号 Telephone No.